

2011年7月7日法制問題小委員会資料

著作権法30条に関する基本的認識

一般社団法人日本映像ソフト協会

1. 私的複製と著作権者の権利

- 私的複製にも、本来、著作権者の権利が及ぶべき
(「テープ録音事件」独連邦通常裁判所判決)
- 私的複製に関する権利制限は、著作物の通常の利用を妨げず、著作権者の正当な利益を不当に害しない特別な場合に限られるべき
- デジタル・アナログによる制度上の区別は必要か

2. 著作権法30条1項柱書きについて

- 私的使用目的と複製行為者の限定のみでは、3-Step-Testの要件を充たさないのではないか。
 - 違法なソースからの複製も権利制限の対象？
 - 私的使用目的の範囲が諸外国に比して広すぎる。
 - 30条は、数次に亘る法改正を余儀なくされている。
- フランス法のような、3-Step-Testの明文化又はこれを具体化する規定が必要ではないか。
- 私的使用目的をより厳密な範囲に限定すべきではないか。

3. 技術的保護手段回避とバックアップ等

技術的保護手段を回避して行うバックアップ等のための複製を権利制限の対象とすべきではない。

- 映像パッケージソフトが正規の手段で複製できないことは十分に認知されている。
- バックアップ等のみのための回避技術はなく、権利制限は技術的保護手段を無意味にする。
- AACCS(ブルーレイの技術的保護手段)で規定されているマネージドコピーを回避するバックアップが必要？
- 携帯端末用コピーを用意したパッケージソフトも技術的保護手段回避が必要？
- 「その事実を知りながら」は3-Step-Testの要件に該当？

4. 違法複製物をソースとする複製

違法複製物をソースとするすべての私的複製を権利制限の対象から除外すべき。

- 正当な使用権限を有しないものから、どうして正当な使用権限を取得できるのか。
- 違法複製物からの複製を権利制限の対象とすると違法複製物利用を推奨することにならないか。
- 強く要求して公衆送信権侵害・頒布権侵害等をさせて違法複製物から複製しても30条が適用されるのか。
- 「その事実を知らず」は3-Step-Testの要件に該当？

5. 私的録画補償金について

▪ 基本的考え方

複製不可の著作権保護技術が用いられ、その回避行為を著作権法が禁じているならば、補償は不要。

⇒それ以外はデジタル・アナログを問わず補償が必須。

▪ 現在の運用

映像パッケージソフトを録画源とする複製には補償金を要求せず受け取ってもいい。



暗号型複製制御技術を技術的保護手段とする30条1項2号の速やかな改正を